

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二号

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和五十二年四月奈良県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「入札」を「若しくは入札又は」に、「百分の八」を「百分の十」に改める。

第五十八号様式及び第五十八号様式の二中

8 / 100	
10	8

に改める。

100	100
-----	-----

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定（「百分の八」を「百分の十」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良県中央卸売市場条例施行規則（以下「新規則」という。）第七条第一項に規定するせり売若しくは入札又は相対取引が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までに行われたものである場合における新規則第七条第一項の規定の適用

については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の八」とする。